【令和８年 第９回大山町教育委員会会議 議事録】

日時　　：令和８年８月３１日（月）午前９時３０分
場所　　：名和公民館　第１会議室
出席委員　　：森田圭、髙見法子、兜山洋美、山本健一
欠席委員　　：なし
教育長　　：坂下裕一
その他の出席者：教育次長（浦木）、社会教育課長（西尾）、幼児･学校教育課長（井上）、幼児･学校教育課参事（鷲見）、幼児･学校教育課長補佐（中井）
参観人　　：０人

日　程

１．開会宣言　（午前　９時３０分）

教育長

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和８年第９回大山町教育委員会会議を始めたいと思います。まず冒頭ですが、この会議の名称についてですけれども、本日お配りの大山町教育委員会会議規則での名称に基づきまして、「大山町教育委員会会議」と今後、呼称させていただくことにいたしましたので、あらかじめご承知おきください。

２．教育長報告

教育長

最初は教育長報告という形でいつも通りやらせていただいて、その後、議事に入ってまいりたいと思ってございます。まず、順番にご覧いただければと思います。ページカウント２ページ目でございます。報告事項のところでございます。全てご説明すると時間がかかりますので、何点か取り上げさせていただきたいと思います。まずは、８月３日、大山きゃらぼく保育園「サマーフェスタ」、これは大山きゃらぼく保育園が実施していたもので、嘉手納との交流でありますとか、保護者向けの公開という形でやっていたものでございます。

それから計画訪問ですが、21 日の大山ひめぼたる保育園と、25 日の大山保育所ということで、こちらにつきましては教育委員の皆様方にもご都合をつけて参加いただいたところでございます。今後に向けての振り返りということもございますので、ご意見、ご感想がありましたら、また後程いただければと思っております。

あと補足が必要なのは、この日程の中では２つございまして、１つは、８月 24 日月曜日ですけれども、西伯郡合同生徒指導研修会・懇親会ということでございまして、こちらは西伯郡の３町１村の合同の教員研修という形で、教育委員会の方もいまし

た。講師は大阪大学名誉教授の小野田正利先生という方で、内外教育の連載を持っておられる先生なんですけれども、保護者対応、それからいじめ問題への対応ということで、いわゆる学校に関する様々なトラブル対応について論文も書かれておられて、現在も全国飛び回って、講演そして学校や教育委員会の相談にのられているという先生でございます。午前、午後とそれぞれ2時間20分、、合計4時間40分お話をいただいて、午前が保護者対応、午後がいじめ問題の対応ということで、全国でどんなことが起きているか、あるいは学校としてどう向き合っていったらいいのかといったようなことを教育委員会の指導主事でありますとか、学校の先生方の研修ということでやったのが24日でして、こちら会場の都合で大山町ではなくて、ヴィレステひえづで実施したということでございます。

あともう1点だけ、最後ですけど、先週27日木曜日と28日金曜日に私が島根県の隠岐の島町に出張に行ってきました。中国五県町村教育長研究大会ということで、メインは1日目でございました。部活の地域展開の話でありますとか、義務教育学校を作って対応しているでありますとか、そうしたような話を中心に事例発表等がありました。あとは、竹島問題についての歴史的経緯でありますとか、実際に返還運動に関わってこられた当時の役場の職員の方であったりとか、資料館があるんですけど、そこの館長がアシカ猟の話でありますとか、そうした、端的に言えば日本の領土としての正当性についてのご講演をいただいたということがございましたといったことが主だったところでございます。

このスケジュールの中でまたご不明点があればご質問いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。議事に入る前に、もしこの計画訪問のところで何かご意見、ご感想、あるいは今後の課題的なものがあれば順不同でご発言いただければと思いますが、いかがですか。何かございますか。特になければ結構ですけど、今後、来年に向けてだったり何かあればお願いします。

山本委員

以前、何年か前ですけど、小学校の低学年を持っておられるような担任の先生とか、特別支援学級を持っておられる担任の先生も来ていただいたようなこともありまして、なかなか日程の都合とか、教員の皆さんもお忙しいと思います。難しいところもあるかもしれませんが、そういったことも、今後もし可能であれば広げていけたらなと思っております。

教育長

声かけはしていきたいと思います。でもなかなかみんな授業をもっているからというのもあるのかもしれないですけど。でも確かに8月のこの辺であれば。

山本委員

ちょうど夏休みに設定していただいているので。

教育長

また来年度も引き続きございますし、小学校、中学校は秋に計画訪問がありますので、よろしくお願いします。報告事項のこの中で特にご質問等がなければ次の議事に入りますが、いかがですか。大丈夫でしょうか。

３．議事

日程第１　議事の非公開について

教育長

では、今回につきましては、日程第１として「議事の非公開について」ということで入れさせていただいておりました。今まで、公開、非公開の議案についての取り扱いが運用として定まっていないという話も聞きましたので、今日は１枚紙をお配りしておろうかと思います。こちらをご覧ください。大山町教育委員会会議規則でございます。公開に関しましては第５条でございます。

第５条（会議公開の原則）「会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他について、教育長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」ということで、本来、本会議は原則公開なんですけれども、この人事案件等々について、機微に触れると言いますか、規制が必要なものについては非公開にすることができるんですが、その非公開手続はこの出席委員の３分の２以上の議決が必要だということで、今までこうした手続をきちんと踏んでなかったという風にも伺っております。今回、実は１件、「日程第７　報告第１号、教育長の臨時代理による事務の承認について（指定学校の変更について）」で、従前から、取り扱いは非公開で行っていたということでございます。今回から、この規則に則りまして、あらかじめ非公開の議決を得て承認がされれば、非公開という形にさせていただこうかと考えています。その非公開の議案につきましては公開の部分が全て終わってから、今日の日程で言うと「5. 次回の開催日程」まで終わった後に非公開にさせていただくということです。今現在は公開の会という形になってございます。ということがまずは説明でございます。公開、非公開の議決に入る前に、委員の先生方からご質問があればまずお伺いしますが、何かございますか。特になければ議決に入ります。それでは、「日程第７　報告第１号、教育長の臨時代理による事務の承認について（指定学校の変更について）」は非公開という形にさせていただきたいと思いますが、ご異議ある方がおられましたら挙手など何か言っていただければと思います。

全委員

了承。

教育長

それでは、非公開という形にいたしますので、先ほど申し上げた通り、「5. 次回の開催日程」の決定の後に、この案件を非公開でやらせていただきたいと思います。

日程第２　議案第１号　大山町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について

教育長

続きまして、日程第２に入ります。「議案第１号、大山町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について」ということでございます。資料につきましては、この電子ファイルのところに戻っていただいて、３ページ目、４ページ目に資料をつけてございます。この改正は何をしたい改正かと申しますと、前回、カメラの撮影がございましたが、実は、写真とかビデオの撮影についての取り決めは、この傍聴人規則に特に定めはなくて、４ページ目をご覧いただけるとよいのですが、強いて言うなら、第３条の傍聴制限というのがあって、教育長は、必要があるときは、傍聴を制限することができる。それから５ページ目に、改正後の第８条、現行は第７条ですが、「傍聴人は、この規則に規定するもののほか、教育長の指示に従わなければならない。」といったような項目があって、これまでの慣例、慣行により議事に入る前までの冒頭撮影だけを許可したというのが前回の流れでございます。今回やろうとしているのは、その慣例、慣行を文書化しようという改正になります。この赤字のところを４ページ目に見ていただければと思いますけど、この第６条を追加するということでございます。読み上げますが、「傍聴席で、写真、ビデオ等の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育長の許可を得なければならない。」第２項として、「教育長は、撮影等が議事の進行の妨げになっていると認めたとき、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めたたときは、前項の許可を取り消すことができる。」ということで、要は迷惑になっている場合は退出を命じるということになります。このような形で根拠規定を置いて、運用としては、これまでの例の通りとし、今日の例でいくのであれば、「3. 議事」に入る前の「2. 教育長報告」のところまでを公開するということになります。もちろんそれ以外の議事のところも場合によっては別に公開してもよいと思うんですが。その際は、まず教育委員の皆様に会議に諮った上でという形にしたいと思っております。この改正内容の主なところはそんなところですが、あとは、新しい条文を入れましたので、一条ずつ条文がずれていったということであります。あと、表現のところを少し見直したりとか、条の見出しがついていなかったりしたところに条の見出しをつけたりとかですね。このほか、傍聴人の退場は、教育長の指示で行うことを付け加えました。といったようなことでございます。

この改正内容についての説明は以上でありますので、まずはご質問、ご意見をいただいた上で議決に入りたいと思いますが、ご質問等ございますでしょうか。特にご質問等がなければ採決に入りたいと思います。異論のある方がおられたら挙手お願いします。なければ採決いたします。議案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

全委員
了承。

教育長
こちらにつきましては、議案通り議決したということで、次に進めます。

日程第３　議案第２号　大山町立学校教職員の訓告等取扱規程の制定について

教育長
次が、日程第３でございます。これも新たに今回、制定しようというものです。
「日程第３　議案第２号　大山町立学校教職員の訓告等取扱規程の制定について」ということでございます。これが６ページ目から７ページ目までですね。これは何かと申しますと、教員の、県費職員の懲戒については、県の権限なんですが、懲戒処分にならない場合については服務監督者である市町村の教育委員会が、注意というか指導というのか、柔道でいうと教育的指導みたいな感じなんですけど、やることになっています。ここに書かれている手続は、運用で今までやってきたことを文章化したものですが、書面にはなっていなかったということでございまして、懲戒処分ではないんですけど、一定のその不利益処分には該当するということで、特にこれで経歴云々っていうことはないんですけれども、そういう意味ではきちんと文章として明定する必要があるだろうということで、今回、これまでの運用を文書化したものでございます。非常に文章としては実は少ないんですが、第１条については、趣旨のところを説明していて、懲戒処分までは至らないが、いわゆる非違行為を行った教職員に対して、その責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認めるときに、監督上の措置という言い方をしてございますが、訓告又は厳重注意を行うということでございます。それが第１条に書いてございます。第２条のところには、訓告と厳重注意という種類があるということでございますが、訓告の方は、いわゆる懲戒処分を行うまでに至らないケースで、厳重注意は、訓告を行うまでには至らないという形で、抽象的な書き方してますが、この辺のところは、実際のところ、これまでの、いわゆる前例と言いますか、いわゆる軽重と言いますか、これまでの過去の例であるとか、他のいわゆる非違行為との横並びであるとか、そうしたものを勘案する必要がありますので、ここでの規定はこのような規定になっているということでござい

ます。第３条のところで訓告等の決定ということでございまして、こちらは県が定める懲戒処分の指針等も踏まえつつということですが、結局は個別具体に判断するということですけれども、大山町教育委員会において決定するということでございます。今後、この方法については、7ページについての、この訓告と記載されてる文書を記載して交付することによって行いますが、この非違行為の事実を記載というところが実際にどんなことをしたかというようなことを記載するということであります。厳重注意については、口頭で行うということで、これが第４条に記載されているということです。第５条に記載されているところは、県教育委員会に、訓告あるいは厳重注意を行った後、報告するということで、従前から実施しているものですが、今回、明文化したところでございます。その他の規定のところは、他にも何か決めることがあれば教育長が別に定めるという風にしているというところでございます。このような形で、今まで明文化されていなかったものを改めて明文化するということで、大きく何か取り扱いを変えてるわけではないんですが、やはりこうしたものをきちんと整理しておこうということで、今回、この会で提案させていただきました。資料の説明は以上です。

まずは、ご質問等ございましたら。よろしいですか。では採決に入ります。異論のある方がおられたら挙手、無ければ議案通りということでお願いします。

全委員

了承。

教育長

では異議なしということで、こちらも議案通り議決したということで、次に進めたいと思います。

日程第４　議案第３号　議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和７年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について　教育委員会所管予算の決算）

教育長

続きまして、「日程第４　議案第３号　議会の議決を経るべき事件の議案について「ということで、こちらは、「令和７年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について　教育委員会所管予算の決算」ということで、それぞれの担当課長から、ということで、井上幼児・学校教育課長、引き続いて西尾社会教育課長から資料の説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

議案第3号ということで、8ページの方になります。中ほどに【教育委員会所管の決算】ということで書いてあります。歳入合計が4億7,435万986円、大山町の令和7年度決算が約130億4,000万円でありましたので、教育委員会の歳入としては約3.6%しかないというような状況です。一応、教育委員会の歳入は普通交付税の方にかなり再入されていますので、補助金等があった部分が4億7,000万円ということでございます。歳出の方が合計で20億5,164万1,450円。町全体の決算で言いますと、126億3,500万円が令和7年度の決算でございました。教育委員会所管の予算ですと16%が決算額ということになっております。9ページの方に入らせてもらいます。令和7年度主要施策の成果ということで、まず、幼児・学校教育課の部分の説明をさせていただきます。初めに保育所運営費、令和7年度のところを見てもらえばいいと思いますが、中山みどりの森保育園が1億1,208万6,000円、名和さくらの丘保育園が1億2,475万7,000円、大山きゃらぼく保育園が1億4,239万2,000円、大山保育所が3,001万9000円、大山ひめぼたる保育園が3,879万5,000円、合計で4億4,804万9,000円でございました。こちらにつきましては、各保育園の運営費ということで、主に職員の人件費、パートタイムさんとフルタイムさんの人件費になっております。令和7年度で言いますと、保育所・園全体で、フルが47名、パートが33名、合計で80名の会計年度任用職員の方がおられました。これにつきましては、代替職員っていうのが、職員が休暇取った場合に代わりに入ってくる方がおられますけど、そういった人の人数は除いております。続きまして、保育園管理事務ということで2億7,514万7,000円、こちらにつきましては、主に保育園職員の正職の人件費ということになっております。令和7年度は正職が合計で39名の職員がいました。令和6年度より3名ほど増という風になっております。中ほどに行きまして、広域入所375万5,000円。広域入所の希望が令和7年度は9名の方が利用されております。次が給食調理業務ということで、2,505万4,000円です。こちらにつきましては令和7年から令和9年の3年間で業者の方に委託しております。3年の総額は約7,500万円ということで、その1年分の支払いでございます。小計のところですが、合計で3億997万4,000円の支出がございました。横に令和6年度の決算額が載っておりますが、約3,000万円ほど増えております。主に職員の人件費等が上がったというところが大きな増ということになっております。続きまして、その下、保育の質向上研修ということで、決算額は76万3,000円、保育園の研修として、研修74回、昨年の受講人数は359名になりました。次が病後児保育、利用者はございませんでした。病児保育の方は、決算額は71万7,000円、利用者は15名で、延べ利用日数が55日となっております。保育所費合計で言いますと、令和7年度は7億5,950万3,000円ということになっております。続きまして、10ページの方になります。まず、教育委員会の一般経費ということで221万8,000円執行しております。教育委員会の開催回数が13回で、3月に2回開催しております。続きまして、事務局費の一般ということで7,224

万6,000円。こちらにつきましては、主に教育長をはじめ職員の7名分の人件費が主な金額でございます。次が、教育振興費の一般、決算額は1億3,157万2,000円でございました。こちらの科目につきましては、主にスクールバス12台の運行経費が主なものでして、全体額で言いますと約6,500万円、半分がスクールバスの運行経費ということになっております。下の方の中ほどに備品購入費という欄がございます。令和7年度には、スクールバス1台の更新で1,052万9,000円万円、あとＧＩＧＡスクール端末の更新。こちらは中学生の分でして、2,183万5,000円、397台の購入を行っております。あとは、フリースクール295万1,000円で、11名分に補助をしております。続きまして、次の11ページの方になります。地域ぐるみの学校安全対策ということで、事業費合計で言いますと50万4,000円執行しております。各小中学校、保育所のスクールガードリーダーによる防犯訓練等行っております。また、見守り隊につきましては、令和7年度は74名ということでございました。次が、スクールソーシャルワーカーの活用事業です。事業費合計で言いますと1,179万3,000円、スクールソーシャルワーカーを4名配置して支援を行っております。続きまして、小中連携学力向上推進事業ということで、事業費合計で342万5,000円、年2回の標準学力調査の方を行っております。次が、コミュニティ・スクール推進事業です。事業費が238万7,000円。こちらにつきましては、CSディレクター1名を配置して支援を行っております。次が、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、120万9,000円。こちらにつきましても部活動コーディネーター1名を配置してもらっております。1名、1名と言いましたが、合わせて1名の体制でやっております。半日、半日と言いますか、曜日を分けて1名ということになっております。続きまして、短期英語留学プログラム、758万9,000円。令和7年度は、7月27日から8月10日までの15日間、生徒が8名、教員2名をハワイの方に派遣しております。続きまして、その下の教育振興費（一般）の繰り越した分でございます。令和6年度から繰り越したのは、小中学校の教員用端末の更新を行っております。合計で185台の経費でございます。合計で5,001万7,000円でございました。続きまして、12ページの方になります。教育支援センター費、事業費合計で1,168万1,000円、教育相談員1名と教育指導員2名を配置して支援を行っております。続いて、小学校の学校管理費、事務局費、執行額は1億6,969万7,000円でございました。こちらにつきましても、主なものは学校の会計年度任用職員さん、令和7年度はフルタイムの方が11名、パートタイムの方が8名来られました。工事の方で、下の方を見てもらいますと、大山西小学校の防犯カメラ設備更新工事66万円、大山西小学校の防水塗装工事1,511万1,000円、大山西学校の職員駐車場整備工事130万9,000円執行しております。学校ごとの合計ですが、中山小学校が1,799万9,000円、名和小学校が1,703万2,000円、大山小学校が1,132万9,000円、大山西小学校は1,725万5,000円で執行しております。その次、繰越明許費でございますが、大きなものでは次のページになってしまいますが、名和小学校

の照明設備更新工事がございました。こちらに 5,137 万円執行しております。名和小学校はかなり照明数が多くて、他の学校の 2 倍ぐらい照明の数がございます。大体 2,000 万から 3,000 万で LED 更新を各学校やっていますが、照明が 1,000 台超えていますので、かなり大きな工事になってしまいました。続きまして、大山西小学校の駐車場整備工事が 2,955 万 8,000 円。こちらにつきましては、約 2,600 平米用地を購入しまして、大山西小学校の東側に工事を行ったというものでございます。その下が公有財産購入費ということで、駐車場の用地購入費 2,504 万 2,000 円でございました。続きまして、教育振興費（事務局費）です。令和 7 年度は準要保護 39 名、特別支援 28 名の支援を行っております。次が中学校の学校管理費です。合計で 7,759 万円。こちらにつきましても、主に会計年度さんの人件費等が主なものでございます。フルタイムの方が中学校で 11 名、パートタイムの方が 4 名ございました。あと、大きなもので、修繕料のところに、中山中学校のランチルームのエアコン取り替え修繕ということで、昨年度 3 台壊れまして、3 台の修繕を行っております。あと、委託費のところですが、大山中学校の部室棟の改築工事の設計委託、390 万 5,000 円執行しております。工事の方は令和 8 年度で今、契約してまして、約 6,100 万円の部室棟の工事ということになります。学校ごとの合計では、中山中学校が 1,966 万 8,000 円、名和中学校が、2,227 万 9,000 円、大山中学校が 1,849 万 6,000 円でございました。次が繰明許費です。令和 7 年度はトイレ改修工事を行っておりまして、名和中学校のトイレ改修が 4,345 万円、大山中学校のトイレ改修工事が 4,572 万 8,000 円でございました。続きまして、14 ページの方になります。教育振興費（事務局費）でございます。こちらにつきましては、各学校への部活動の補助金、生徒会の補助金のほか、準要保護 32 名の支援、特別支援 12 名の支援を行っております。その下になります。国際交流推進費（事務局費）ということで、外国語指導ということで 3,344 万 9,000 円。こちらにつきましては、令和 6 年から令和 8 年度、3 年間で契約しておりまして、その 1 年分でございます。補助金がテメキュラ市交流事業で 454 万 9,000 円。こちらは、7 月 24 日から 8 月 4 日までの 12 日間、生徒 6 名と事務局の職員 1 名、あと学校の教員 1 名派遣しております。続きまして青少年育成。こちらにつきましては 150 万 5,000 円の執行がございました。最後は学校給食になります。委託料として、学校給食の調理業務委託、7,922 万 3,000 円執行しております。各給食センターの施設の管理運営費、名和給食センターが 2,277 万 8,000 円、大山給食センターが 8,796 万 4,000 円、中山小学校が 276 万 2,000 円、中山中学校が 308 万 7,000 円。合計で言いますと、給食関係では 1 億 9,581 万 4,000 円でございました。ざっと説明しましたので、また質問していただければその部分を詳しく答えたいと思います。以上です。

教育長

確認ですけど、このまま社会教育課からも説明させていただいて、まとめて質問す

るでよいか、それともここで一旦切ってご質問等って形にすれば良いかっていうことですけど。ここに限って質問に対応していただいてもいいですか。一旦ここのところでご質問等があればお伺いする形にしたいと思います。いかがでございましょうか。

山本委員

1番最後にご説明をいただいた学校給食のところにパーセンテージを載せていただいてまして、これは県内産ですか、町内産ですか。

幼児・学校教育課長

県内産です。

教育長

他にございますか。よろしいですか。無ければ社会教育課からの説明に入ってもらいます。

社会教育課長

では社会教育課になります。15ページから20ページになります。令和7年度にはこの表以外にも図書館運営と国際交流事業がありましたけども、令和8年度の決算審査につきましては、令和8年4月1日からそれぞれまちづくり課に移りましたので、まちづくり課で決算審査ということになりますので、今回の報告からは除外をさせていただいております。ご了承ください。では、15ページになります。農業施設管理費でございます。これにつきましては、農業者トレーニングセンター等が農業施設費ということになっておりますので、挙げさせていただいてます。主に昨年度は小さな修繕等がありましたが、指定管理者の方で行っていただく範囲となっておりましたので、おおむね指定管理に伴う支出ということになります。2,700万9,273円となります。社会教育委員関係ですけども、規則によりまして設置してございます。昨年度は3回の会議で社会教育行政につきましてご意見をいただいております。19万2,200円となっております。続きまして、青少年の育成等でございますけども、事業を挙げております。青少年育成、青少年指導委員の活動支援ということで研修を1回行っておりまして、3万2,900円。この皆さんには、あとはボランティア的にですね、色々な活動をしていただいているという形になります。2つ目が、青少年育成大山町民会議の運営及び事業ということで、補助金25万円の支出ということでございますが、その中で事務局を担っておりまして、その中で、右の方になりますけども、常任委員会、総会はじめですね、家庭の日作品コンクールですとか、夏季巡回パトロールですとか、その他行っております。下になりますけども、大山町・嘉手納町人材育成交流事業です。夏の派遣と冬の受け入れということで行っております。昨年度は、応募が

ありました、12名ということで派遣をさせていただいておりまして、受け入れにつきましては16名お越しいただきました。ちなみに、夏が34回目の派遣、冬が35回目の受け入れということになっております。基本的には訪問団への補助金ということで運用させていただいておりまして、その他の費用につきましては、概ね随行の職員にかかる費用ということになります。補助金の方が155万4,636円ということになっておりまして、合計173万5,698円の支出でございました。16ページになります。子どもリーダー研修会ということで、西部の町村社会教育協議会が主催になりまして、合同開催ということで行っております。支出としましては、基本的にはその主催の会の方で主に担いますので、大山町が持つコーナーでございますけども、そこの部分について大山町からの参加者にかかる支出ということで1万7,085円ということになります。続きまして、成人式でございます。今年の1月3日に保健福祉センターなわで開催させていただいております。出席者がですね、102名ということで、出席率73%でありまして、目標の80%には届きませんでした。支出としまして76万5,689円ということになっています。続きまして、五色百人一首大会の実施ということで、人数は少ないんですけども、令和8年1月17日に開催させていただきました。開催にあたりましては、米子南高校のかるた部等のボランティア協力をいただいておるところでございます。続きまして、生涯学習の支援ということで2点挙げております。英語教育の推進ということで、令和7年度にはですね、3本の柱として、英語検定料の助成、英検対策講座（3回講座）の実施、英検準会場の運営ということで行っております。実績はそれぞれつけておるところです。合計で61万6,819円ということでの支出でございました。続きまして、リスキリング教育の推進ということで、これにつきましては、リスキリング教育に関連しまして、民間委託でDX人材育成講座ということで2回講座を開催させていただいております。満足度は94.1%ということで、高い内容でございました。内容としましては、生成AIを中心にした基礎的な講座ということになります。委託料でして、249万7,000円ということでの支出でございます。17ページになります。団体への支援ということで、補助金の支出でございますけども、町内の女性団体連絡協議会等につきまして114万9,000円を合計で支出しております。つきまして、町子ども会育成連絡協議会ということで15万円、町青年団に5万円ということで134万9,000円の決算でございました。内容につきましては、それぞれ事務局を持っておりますのが青年団以外のところでございます。補助金を得てそれぞれの団体の活動の支援ということでさせていただいたところでございます。続きまして、文化芸術の振興になります。総合文化祭ということで、令和7年度は312万5,980円というところで、少し金額が上がっております。昨年度、10月25、26日、10月の最終土曜、日曜日に中山農業者トレーニングセンターで行いました。たくさんご来場いただきまして、4000人という実績になっております。続きまして、芸術鑑賞機会の提供支援ということで、次世代活動者育成支援事業ということでですね、未就

学児を対象とした文化芸術体験を行う、そういった機会を提供する事業に取り組んでいただくことにつきまして、その団体に補助金 20 万円ということで支出をしておるものでございます。昨年度、1 団体という実施がございまして、これにつきましては 20 万補助させていただいております。続きまして、社会教育行政の遂行ということで、これは事務局が挙げたもの以外の事務局運営に絡むものになります。昨年度は、正職員が 8 名と再任用職員が 1 名ということで、主に給与関係ということになりますが、6,865 万 7,204 円ということになります。その下ですけども、公用車を購入させていただいておりまして、今年になりましたけども、買わせていただきました。129 万 6,422 円いうことになります。18 ページです。ここからがスポーツの関係ということになります。スポーツ推進委員を規則で置いておりまして、中山、名和、大山、それぞれ 7 名、5 名、6 名という形になっております。この活動につきまして支援をさせていただいておりますけども、積極的に活動をいただいているところです。おおむね半分が委員への年額報酬の合計でありまして、55 万 8,000 円ということになります。活動に伴います支出等になりまして、合計で 100 万 5,306 円ということで支出しております。続きまして、町内スポーツ団体の支援ということで、町のスポーツ協会と町のスポーツ少年団ということで補助金も支出し、運営をさせていただいております。大山町スポーツ協会につきましては 99 万 7,269 円で、スポーツ大会等参加者 810 名、開催数は 9 大会というところでございました。スポーツ少年団ですけども、93 万 6,000 円ということで出させていただいております。構成単位団が 11 団ということで、少年団員は 245 名ということになっております。スポーツの振興でございますけども、町内各体育・スポーツ大会の参加への補助ということで、全国大会に参加される方への派遣費ということで補助させていただいております。昨年は 20 団体（個人）に支出させていただきました。合計が 119 万 1,649 円ということになりました。続きまして、大山町スポーツ振興補助金ということで、片木アルミニュームさんから毎年 10 万円寄付をいただいて、剣道大会の資金としてということでご希望がございますので、その通り、スポーツ少年団が実施の事務局を担うということになっておりまして、そこへ 10 万円の補助をさせていただいてるところでございます。去年の 11 月 30 日に開会されました。その他スポーツ振興に関する事業ということで、郡スポーツ協会の負担金ということで、119 万 5,400 円を支出しております。それ以外の社会体育事務に係る消耗品費等ということで 2 万 1,650 円を支出しております。続きまして、19 ページになります。社会体育施設等の維持管理ということで、ここに挙げておりますのは、プールと体育施設の指定管理のものを除いたところの費用ということになります。大山武道館が昨年度 359 人ということでしたけども、これにつきましては 36 万 1,449 円。高麗運動場につきましては 1,464 人にご活用いただいておりますけども、かかった費用としましては、草刈りに役務費が 2 万円。そして大山グラウンド、これにつきましては、実質的に大山小グラウンドですけども、利用者数

1,930 人。主にスポーツ少年団の野球でございますけども、活用いただいております。かかった費用につきましては、し尿汲み取り料ということで 1 万 5,660 円です。続きまして、赤松体育館ですけども、1,314 人にご利用いただきました。合計の支出が 41 万 4,651 円。そして、庄内体育館でございますけれども、これにつきましては、利用は多いわけですけれども、老朽化が進んでおります。昨年度、利用は 6,748 人という件でございました。支出の合計が 29 万 1,344 円ということで、全体では 110 万 3,104 円ということになっております。その下になりますけれども、社会体育施設の維持管理ということで、これにつきましては指定管理でございます。最初に挙げました農業施設等合わせて株式会社チュウブさんに 3 年間の指定管理の委託を行っておりまして、令和 7 年度は新規の期間 1 年目ということになっております。体育施設の方につきましては、昨年度でございますけども、大きい方では、名和野球場のナイター照明の LED 化工事ですとか、大山野球場スコアボード制御盤撤去等を行っておりまして、工事費が 8,293 万 6,700 円ということになっております。全体では、1 億 397 万 4,485 円という支出となります。最後 20 ページでございます。夏季水泳プールの一般開放事業ということになります。小学校の全てのプールと上中山水泳プールということで 5 つのプールを夏休み期間中に開放しております。実績につきましては、それぞれ挙げているところでございます。昨年度、金額が大きく跳ね上がっておりますけど、これにつきましては、上中山の老朽化に伴いまして、更衣室とトイレでございますけども、そこに近づかないようにさせていただきました。老朽化で危険ということです。新たにフェンスの出入口を設けました関係で、プールフェンスの改修等となっております。修繕料が 55 万 700 円ということです。あとは備品購入費で、中山小学校に使用する日除けテントということで購入させていただきました。合計で 174 万 1,266 円となっています。以上です。

教育長

　では、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。あるいは全体を通して、念の為、よろしいでしょうか。では議案でございますが、採決に入ります。異論のある方がおられたら挙手をお願いしたいと思います。無ければ議案通りの形で提出させていただこうと思います。

全委員

　了承。

教育長

　この内容につきましては、議会への提出、議決を得る形になろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第５　議案第４号　議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和８年度大山町一般会計補正予算（第５号）教育委員会所管の予算）

教育長

それでは、「日程第５　議案第４号　議会の議決を経るべき事件の議案について」、こちらは「令和８年度大山町一般会計補正予算（第５号）教育委員会所管の予算」についてということでございます。こちらにつきましては、内容的にまとめて説明できるかと思いますので、幼児・学校教育課長、それから社会教育課長から、一通り説明してからご質問等いただければという風に思ってございます。では、幼児・学校教育課長からお願いします。

幼児・学校教育課長

22ページの方になります。幼児・学校教育関係の歳入でございます。国庫支出金補正額は102万円、これは後で出てきますが、子どものための教育・保育給付金でございます。補助率が2分の1ということなっております。次は、県支出金72万円計上しております。こちらは同じく子どものための教育・保育給付交付金でございますが、県の方は4分の1の補助ということになっております。寄附金でございますが、1社から保育所の図書の方に使ってくれということで20万円寄附をいただいております。続きまして、歳出の方です。保育所管理事務補正額が251万2,000円。主に保育所の広域入所の委託料204万円でございます。当初、2名の予定で予算計上しておりますが、今の段階で7名まで広域入所の希望がございましたので、この度、増額をしたということでございます。次が、事務局費（一般）2万9,000円の計上です。こちらにつきましては、教育委員会の事務の点検・評価に係る委員謝礼ということで、新たに点検・評価を外部の方に見てもらうというための予算計上を行っております。次が、教育振興費（一般）88万円。印刷製本費ですが、家庭学習の手引、小学校、中学校、各200冊増刷したいという風に考えております。続きまして、校内サポート教室設置事業42万円。こちらは人件費の増額見込みで計上しているものでございます。教育支援センター費（一般）3万8,000円。こちらは会計年度任用職員の通勤手当の部分を増額しております。次は、学校管理費の小学校費の482万6,000円。大きなものとしましては、学校の修繕料437万2,000円、大山西小学校のプールの循環ろ過機が今、壊れかけておりまして、そちらが180万4,000円。中山小学校の消防設備、防火シャッターが1回動いたら上がらなくなってしまうような状態になっておりまして、そちらが206万8,000円の修繕を見込んでおります。次が、学校管理費の中学校の部分です。908万6,000円。会計年度任用職員の給与の増額の他に、名和中学校の調理室の改善工事ということで774万7,000円計上しております。今の調理実習室の調理台が古いということで、現在、調理実習台9台ございますが、そこを全部改修しまして6台にして新しく入れ替えを行うというものでございます。続きまして、23ペ

ージになります。小学校ということで、小学校の学校管理費 7 万円、通信運搬費 7 万円の不足見込みということで計上しております。中学校費、学校管理費で学校修繕料 43 万 3,000 円の計上です。こちらにつきましては、中山中学校の暖房器具の取り替えが 36 万 9,000 円。あと女子トイレのタイルの修繕ということで 6 万 4,000 円の修繕を見込んでおります。続きまして、中山みどりの森保育園ということで、先ほど歳入で 20 万いただいたものを、中山みどりの森保育園、名和さくらの丘保育園、大山保育所と大山ひめぼたる保育園に 5 万円ずつ配分しまして図書購入するというものでございます。名和さくらの丘保育園は保育所管理事務で 22 万円ございますが、こちらは職員の人件費、住居手当、アパートを借りられまして、それに対する人件費の増ということになっております。図書は先ほど言いました 5 万円です。次は、大山地区保育所、24 ページになります。大山保育所の図書 5 万円。大山きゃらぼく保育園は昨年、図書の寄附のほうで購入しておりましたので、この度は大山きゃらぼく保育園以外での配分ということになっております。大山きゃらぼく保育園ですが、9 万 4,000 円は警備委託料ということで、防犯カメラの増設を今予定しております。現在、4 台カメラはございますが、警備の巡回と言いますか点検してもらったら少ないということで 8 台にするということで、今回 9 万 4,000 円増ということにしております。大山ひめぼたる保育園は、先ほどの図書 5 万円でございます。学校給食センターです。歳入の方が 100 万円計上しております。こちらは、県の補助事業で、地産地消推進事業で 100 万円いただくものでございます。歳出の方が学校給食センター名和で、こちらに 100 万円充当しまして、学校賄材料費 100 万円増額しております。手数料の方で 9 万 9,000 円はノロウイルスの検査ということで 9 万 9,000 円で 6 人分の金額でございます。学校給食センター（大山）で 36 万 9,000 円です。消耗品 27 万円は、食器の予備の購入ということで消耗品 27 万円増やしております。手数料 9 万 9,000 円はノロウイルスの検査料です。中山小学校、中山中学校の給食の手数料 1 万 7,000 円ですが、こちらもノロウイルスの検査料でございます。最後に、債務負担行為決定しております。外国語指導助手業務委託料ということで、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間、ALT を全校配置ということで 1 億 11 万 6,000 円を債務負担の計上となっております。以上です。

社会教育課長

22 ページに戻っていただきまして、社会教育課が出しておりますものになります。今回の補正につきまして、一般財源になりますので歳入は補正ございません。歳出ですけども、農業施設指定管理施設費ということで、中山農業者トレーニングセンターの周囲の指定管理をしておる敷地内なんですけども、立木等の危険木や枯れ木がありまして、これにつきまして、まとめて伐採を行うもので 39 万 2,000 円です。グラウンド管理費になりますけども、これにつきましては、大山グラウンド（大山小グラウ

ンド・校庭）です。野球のバックネットがございますけども、これにつきまして、土との接触部分が錆びて腐食して、すでに何本かグラグラと動く状態になってるということで、危険ということで今回修繕を行わせていただくものでございます。続きまして、23 ページにあります体育施設指定管理費でございますけども、これにつきましては 7 年度事業、先ほどお話しさせていただきました。名和野球場のナイター照明の LED 化ということでさせていただきましたけども、懸念がありました大きな木が立っておりまして、ナイターの光線をどうしても遮ってしまうということで、最初、枝伐採を考えましたが予算の段階で立木そのものを伐るということになりました。これが 3 本ございまして、84 万 2,000 円ということになっております。以上とさせていただきます。

教育長
　以上になります。ご質問等あればお願いしたいと思います。

髙見委員
　私がわからないので教えていただきたいんですけど、保育園の広域入所というのが具体的にどういうもので、なぜそれに予算がかかるのかを教えていただきたいです。

幼児・学校教育課長
　広域入所というのは、例えば、大山町在住の方で、住所があって、米子の保育園に行きたいような、勤務地が近いとかっていう条件で、米子の保育園に行った場合に、大山町がその保育料部分を負担するというものでございます。

髙見委員
　その子が行く保育所とかによって、また変わるんですか。

幼児・学校教育課長
　今年度、その広域入所の方も見直しを考えておりまして、今ちょっと自由にと言うような形になっておりまして、大山町に住所があって、例えば大山町って 2 歳児は無料なんですが、米子の方が、例えば大山町に住所を移して米子の保育園に行こうと思ったら無償になってしまうので。広域入所だと。そういう方は今ないですが、ちょっとそういう制限をかけたいということで今、検討しております。

森田委員
　ちなみに学校は同じようにそういうことがあるんですか。小学校とか中学校もありますか。

幼児・学校教育課長

学校につきましては、指定学校の変更ということで、例えば大山町に今まで住んでいて、住所が米子市にいったけど、今まで通り大山町の学校に通いたいというようなことがあれば、教育委員会にかけて、学校の指定学校の変更ということで学校が変更できますが、お金はかからない。保育園は保育料があるので、お金がかかってしまうんですが。学校についてはお金がかからないということです。

教育長

他はよろしいですか。では採決に入らせていただきたいと思います。こちらの議案につきましても、教育委員会で議決を得て、後は議会に上程されると言いますか、議会での議決を得る形になるかと思います。それでは、異論のある方がおられたら挙手をお願いします。なければ議案通り可決させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員

了承。

教育長

では議案通り可決したということで、次の議案に進めさせていただければと思います。

日程第６　議案第５号　令和８年度教育施設等工事計画の策定について

教育長

次は、日程第6になります。議案第5号ということでございまして、25ページ目になります。

「議案第5号　令和8年度教育施設等工事計画の策定について」ということでございます。こちらは井上幼児・学校教育課長から説明をお願いいたします。

幼児・学校教育課長

資料の方、26ページになります。先ほどご説明しました、名和中学校の調理室の改修工事でございます。老朽化した名和中学校調理室の改修ということで、調理実習台6台と食器棚2台の改修ということになります。金額が774万7,000円です。以上です。

教育長

こちらについては、1件100万以上の工事計画の策定ということです。私から質問なんですけど、この25ページ目の規定を見ると、教育長に委任されている事務ではないから、この議決がいるという理解でいいんですよね。

幼児・学校教育課長補佐
そうです。

教育長
100万円未満だったら教育長に委任されているけど、100万円以上だから、こちらで議決をしていただく必要があるということで、案件として上がっているということでございます。内容については先ほどもありました、今説明通りということでありますが、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

山本委員
時期的にはどのぐらいの時期になりそうですか。

幼児・学校教育課長
一応、9月の議会が通って、すぐには入りたいんですが、できたら冬休み、できなかったら春休みの休み期間を考えております。物があるかないかがありまして、調理室の調理器具は特殊なものになってくるかもしれませんし。できれば冬休み。冬休みがダメだったら春休みしかないかなという状況です。

教育長
では、採決が必要になりますので、採決させていただきます。異論のある方がおられたら挙手ということですが、なければ議案通り可決させていただきたいと思います。

全委員
了承。

教育長
では議案通り可決したということでございます。日程の第6までが公開の議事でございます。

４．その他

（１）大山町立学校におけるクマ等出没対策マニュアルについて【資料１】

教育長

続いては「4.その他」ということでございます。1つ目は、資料1という形で右肩に赤字で記載されているものでございます。大山町立学校におけるクマ等出没対策マニュアルということでございます。こちらを今回、新たに作成し、各学校について配布済みですという報告でございまして、8月19日に各学校には配布してございます。この内容については、案の段階で各学校の意見を聞くとともに、町役場の担当は農林水産課になりますので、そちらにも案の段階で内容を承諾かけて了承得て、必要な修正を行い確定させたものでございます。表紙から目次があって、目次からさらにめくっていただきますと3枚目、ページカウントは1ページ目となっておりますが、この1ページ目、2ページ目のところに連絡体制図というものがついておるかと思います。場合分けしてますのは、学校が先にいわゆる状況を把握した、目撃したっていうケースと、それから町役場、具体的には農林水産課になると思いますが、そちら側が、クマを発見という形で把握した場合等で、連絡のところは違っております。これを作った経緯といたしましては、どの順番で連絡すればよいかということを整理しておかないと、いざという時に混乱するというのもございまして、例えば1ページ目ですと、順番で丸をつけていますけれども、特にこの負傷者がいる場合は、消防最優先。負傷者がいなければ警察。その後に町役場ですが、町役場も教育委員会と農林水産課、細かくございますが、そこも一元化して、まずは教育委員会の方から農林水産課へ。この対応の協議というところは、具体的にどういう風に対応するかというと例えば臨時休校にするかとか、あるいはそこまでせずとも、学校内での待機であったり、あるいは学校まで保護者に迎えに来ていただいたり、様々な事柄があろうかと思いますので、それを協議するということですけれども、その協議して決めたことを随時、保護者にお知らせする。連絡はマチコミを想定していますが、そのような形でございますということです。あと欄外には、休日にクマを目撃した時どうするかというところの教育委員会担当への連絡の優先順位であるとかを記載しています。あとは、クマ以外の動物が出た時も、その内容的にはクママニュアルなんですけれども、この連絡のフロー自体はクマ以外の動物でも同様のルートと言いますか、手順で報告してもらえればということで作っております。それが1ページ目と2ページ目ということでございます。3ページ目以降は、クマ出没の対応をそれぞれ、もう少し具体的にどういう風にすればいいかという手立てを記載しているものございまして、この3ページ目のところは、状況把握から通報、そしてその情報収集、決定、安全確保というところについての留意事項をそれぞれ記載させていただいているというところでございます。この3ページ目のところで言うと、1番下のところは、報道対応は、教育委員会で対応と一元化しますということと、下から2つ目の、ここについては複数校でと言いますか、クマ出没による影響が町内の広範囲にわたる場合は複数校の臨時休業の検討ということをやらないといけないだろうということをここで記載してございま

す。4ページ目については、発見した、判明した時間帯に応じて、要は登校前、下校後、要は早朝とか夜間とかそういうケース、あるいはちょうどその登校時間中、下校時間帯というような、ちょうどその時間帯であるケース、あるいはそれ以外の在校時間中ということで、それぞれ、時間帯というんですか、タイミングで場合分けをして、なおかつ危険性の判断として学校周辺等、学校周辺委託という形で場合分けして、それぞれ対応例であるとかを手掛かりとして示しています。ここで言う学校周辺の定義は、4ページ目の（1）の※印の1のところでございますが、最初、学校から1～2キロ圏内という形にしておったんですけど、やはりその通学路でありますとか、あるいは当該児童生徒が、スクールバスのケースもありますけど、徒歩で通っているということを前提で考えると、その面だけではなくて、線と点のところ、ある意味その危険箇所、もしそこに出れば、対応を考えなければいけないというところでございます。何分、安全確保というところを最優先の上で、それぞれ対応を考えて行動するということを前提に作っているものでございます。最後5ページ目、6ページ目は、対策の例とクマの習性についてということで、これは国の通知であるとか、環境省、文部省と共同で出している通知であるとか、あるいは他の自治体のマニュアル等も参考にさせていただきながら記載したものと言いますか、留意事項として明記したものでございます。こうしたものをマニュアルとして各学校に共有しています。ホームページにも掲載をということで考えておりまして、今後はこれの保育園バージョンを作るべく今、検討しているということでございます。今回のマニュアルについては、当初は連絡体制図だけ作る予定にしていたのですが、他の県外の自治体との事例を参考にしながら、もう少し具体にどう対応すればよいかという手がかりになるようなものが必要だろうということで、最終的にこの形のマニュアルになったということの報告でございました。説明は以上になりますが、何かご質問等あればお願いします。

山本委員

1の連絡体制図の保護者が通報するのは各小・中学校の各っていうのは自分の子が通っている小中学校になると思うんですけど、その場合の他の小中学校への情報提供っていうのは⑥とは違いますよね。どの段階で情報提供されるんでしょうか。

教育長

そうですね。この連絡体制図だとそこが実はわかりにくいかもしれませんが、今、想定していたのが、教育委員会から各学校には情報提供したいと思っていまして、例えば3ページ目の表で言いますと、この情報収集、対応決定のところの備考欄に「教育委員会は、関係機関から最新の情報を入手した場合、速やかに学校に情報提供を行う」ということで、これも当該校もそうなんですが、当該校以外の大山町内の学校にも情報提供したいということで、実はこれまでも大山町で出た時には同様の対応とい

うことで、比較的関係のなさそうなんですけど、距離のある学校についても町内の全ての学校にお知らせするようにしています。距離が離れているから関係ないだろうという考え方もあるんですけど、クマは移動しますので、関係ある可能性もあれば、あるいはそういったことがあったんだということを認識していただくという観点で情報共有しておいた方がいいだろうということで対応しています。確かにちょっとこの連絡体制図だとそこは見えにくいところではありますが、そこは教育委員会から一元的にやろうということです。実際に学校が何か所も連絡するというスキームにしてしまうと、まずは自分の子供の学校の安全確保を最優先にしてもらわないといけないので、なるべくその連絡箇所は少なくするように考えていて、それで運用したいと、そんな感じでございます。

森田委員

ちなみに保育園も同じ感じですか。

教育長

同様のものを作ろうとは思ってはいます。基本的にこの流れのところはほぼ似たようなものになるんじゃないかと思っていますが、保育園の場合、いわゆる徒歩での通学を前提にせずに保護者の送り迎えを前提にするので、その辺は変わってくるという風には思っています。あとは、学校との活動内容の違いとか、そうしたものを考慮する必要があるでしょうし、あるいは発達の段階と言いますか、段階の違いもあるでしょうし、その辺をどこまでというのもあるかと思います。ただ、少なくともこの連絡体制図は早急に、まずこっちからだけでもとかですね、その辺も含めて対応したいと思っております。基本的には、流れはおそらく似たような流れになるのではないかという風には思っております。よろしいでしょうか。

（２）大山小学校小規模特認校制度について【資料 2-1、資料 2-2】

教育長

続きまして、「4. その他、(2) 大山小学校小規模特認校制度について」ということで、こちらも現状のご報告でございます。今日お配りした資料、2 点ございますが、前回の会議で出したものからご意見いただいて、転入予定の方のところが目立たないんじゃないかっていうことで太字にさせていただいたというもので、8 月 7 日に公表させていただいて、ホームページにも載ってございますし、マチコミでも提供している状況になってございます。今後の予定といたしましては、チラシであったと思いますが、こちらにもあります通り、9 月 4 日と 9 月 9 日に保護者向けの募集説明会を開催させていただいて、10 月 1 日以降の募集開始に向けて取り組んでまいりたいという、そのなような状況でございます。今の状況でいくと、8 月 21 日から大山チャンネ

ルでもインタビュー受けたものを流していただいているという風な状況です。その他、スクールバスの取り扱いはまだ検討中といったようなところで、業者と教育委員会、学校も交えてということで、詳細はお伝えすることが難しいところですけれども、何らかの形で、大山インターから大山支所のあの辺の近辺までスクールバスを延ばせないかというような調整をしてございますが、まだ調整中といったところでございます。あとは、この会議と同じ時間帯で、今日は町長の定例記者会見ございまして、その場で小規模特認校のことについての、町長から記者の皆さんに、資料はもうすでに配布済みなんですけど、改めて説明したいということでしたので、ちょうど今、説明をされている最中です。またその状況でありますとか、9 月 4 日、9 日に予定されている募集説明会の状況であるとか、この小規模特認校については、引き続きこの教育委員会が逐次報告してまいりたいと思ってございます。私からは以上でございますが、何かご質問等ございましたらお願いします。その他もそうなんですが、その他のその他ではないですけれども、教育委員の皆様から今までのこと以外に何かご発言等があればお願いしたいと思います。

髙見委員

先月に引き続きなんですけど、赤ちゃんふれあい会の話を聞いてもらってもいいでしょうか。7 月の時には、まだ中山だけだったので。その時が中学 1 年生だと思いますが 7 人、赤ちゃんと保護者が 11 人ということだったんですけど、7 月 30 日の名和で行われた会が中学生 4 名に対して赤ちゃん。8 月 19 日支援センター大山の時が中学生 4 人と高校生も 1 人来て、赤ちゃんがそれに対して 8 人ということで、いずれも保護者さんが張り切ってというか、赤ちゃんを連れて中学生との交流に来られたという結果だったということで、最初、議会の時に、赤ちゃんがなかなか揃わないという教育長が答弁されていたというのを聞いているんですけど、実際、声かけてやってみたら、夏休みに入ってすぐの急な募集だったにも関わらず、赤ちゃんの方はすごく集まったという。ただ、先生方が、中学生になかなか情報が届かないし、夏休みの平日に来てもらうっていうのがちょっと難しかったかなっていう風におっしゃっていました。昨日も報告書をまとめられておられて、こども課の方には出しますとは言われていたので、詳しくは感想とかそういうのがそこにまとめられているんですけど。ここからは私の個人的な意見なんですけど、やっぱりここに来ない中学生にこそ周知したいという思いがすごくあって、休みの日に自ら進んで赤ちゃんに会いに行きたいと思う子以外の子に、普段なかなか触れ合う機会がなかったり、そこに特に興味がないっていう子に対して、今までは学校で授業の中であるから触れ合いができていたのが、その機会が今なくなってしまっているっていうのが非常にもったいないなと思うところです。命の安全教育という大きいくくりでもそうだし、人権教育とか性教育の、すごく大事な発見とか気づきがいっぱいある貴重な機会だと思うので、今までは米子か

ら外部の講師の先生を呼んでいたので、もしそういうことが難しいのであれば、他に、例えば町内に住んでおられる助産師さんだとか保健の先生でもいいのかなと思って、いろんなやり方があると思うので、何がネックだったかというのをもう一度精査して、どういう形ならできるのかというのを検討してみる価値は十分にあるんじゃないかなと思います。

教育長

過去の事業では、要は生徒１人に対して赤ちゃん１人みたいな形で 20 人ほど赤ちゃん集めていたんです。１対１というようなことをやっていて、それで大山町だけでは足りないから、町外にも広げてやっていたという風に聞いています。なので、ご指摘の通り、必ずしも１対１対応じゃなくてもいいんじゃないのという考え方もあるのかもしれません。それから、私が議会で答弁させていただいたのは、中学校の技術・家庭科の家庭分野では、幼児理解、幼児の発達であるとか、その生活の理解が中学校の学習内容としてマストなんですけれども、乳児理解、乳児の発達とか生活に関しては、高等学校の家庭科の内容であって、中学校で必ず学ばなければならない必修の内容にはなっていないという状況があります。なので、必ず教育活動として中学校で扱わないといけない内容かと言われると、決してそうじゃない。ただ、１対１対応でやるんだったら、相当な苦労があるっていうようなこともありますし、あとはやはり安全管理、そうしたところであるとか、あるいは事故があった時の対応をどうするか、具体的にはその責任分担など、そこをどうするかとか、そうしたものを実施する場合はクリアする必要があるだろうと考えています。今回の報告についてはこども課に報告書を提出されるというような話を今伺ったので、こども課からも情報を把握した上で、どういったことができるかというのを考えたいと思います。夏休みの平日だから出にくいのかと言い始めたら、夏休みじゃない平日ももっと出にくいはずなので。結局、周知がどうだったのかとか、その辺の問題も考えないといけないのかなという風には思ってはいますので。せっかくやるからにはというのはあったと思いますけれども、その辺は情報共有しながら考えていきたいと思っています。ご指摘の通り、生徒への周知、どうアプローチしていくかという問題は確かにあるんですが、絶対に学校でやらないといけないのかと言った時に、やらないよりはやったほうがいいのは間違いないと思うんですけれども、絶対にやらないといけない内容なのかというと、そこはどうなのかなというのは正直思っております。今、申し上げたように教育課程の基準上の位置付けからすると、というところではございます。まずは、こども課から状況報告が上がってきているのであれば、それを共有させていただきたいと思っております。

髙見委員

今、1 対 1 でっておっしゃったんですけど、そういう会もあったんだと思うんですけど、私は 8 年前と 10 年前に、子供が 0 歳の時、2 回続けて中山中学校に行った時は、2、3 人でチームを組んで、そこに対して赤ちゃんが 1 人行くっていう状態だったので、必ずしも 1 対 1 がマストだったということではないのかなと思って。今回、赤ちゃん 10 人程度。実際、申し込みの段階ではもう少し多かったけど、実際来たのは 10 人。であれば、2、3 人で 1 人の赤ちゃんだったら同じようにできるのかなというイメージではありました。

教育長

私も過去の記録をいただいた上で議会を答弁させていただいたんですけど、実際そういうケースもあったということです。

森田委員

ちなみに広報のチラシを学校で配ってほしいですと依頼があったら、それは学校の判断という感じですか。例えば、少し話をしに行きたい、広報しに行きたいですというのがあったら、学校がジャッジするという感じでしょうか。

教育長

基本的に、教育委員会から提供している情報をどのようにするかっていうのは学校の裁量にはなろうかと思います。もちろん重要度であるとか、緊急性であるとかという、それぞれあろうかと思うんですけど、原則、学校の判断になります。

森田委員

主催者が学校に問い合わせに行ってみたいな感じですか。

教育長

そうですね。

５．次回の開催日程　　令和８年９月２９日(火)　午前１０時００分

教育長

では、「5. 次回の開催日程」のところです。こちらに入りたいと思います。中井幼児・学校教育課長補佐お願いします。

幼児・学校教育課長補佐

ご提案をさせていただきたいんですけども、まず、9 月 29 日火曜日の 10 時からはどうでしょうか。いつもより 30 分遅く始めさせていただきたいのですが。

全委員

了承。

幼児・学校教育課長補佐

では、9 月 29 日火曜日 10 時にこの会場でよろしくお願いします。

教育長

では、公開の議事についてはここまでということになります。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：　**非公開**　：：：：：：：：：：：：：：：：：：

日程第７　報告第１号　教育長の臨時代理による事務の承認について
（指定学校の変更について）

：：

６．閉会宣言　（午前１１時　８分）

教育長

よろしいでしょうか。それでは、今回については以上ということでございます。閉会宣言ということです。本日の会議については、以上で閉会ということにいたします。